

GRIガイドライン対照表

| 「GRIサステナビリティ・レポート・ガイドライン 第3版」項目 | | 対応する国連グローバル・コンパクト原則 | 「CSRレポート2010」の掲載ページ |
|-----------------------------------|---|---------------------|--|
| 1. 戦略および分析 | | | |
| 1.1 | 組織にとっての持続可能性の適合性と、その戦略に関する組織の最高意思決定者(GEO、会長またはそれに相当する上級幹部)の声明 | | P3-7(対談) |
| 1.2 | 主要な影響、リスクおよび機会の説明 | | P3-7(対談) P11-12(三菱重工グループのCSR) P25-26(CSR活動計画) |
| 2. 組織のプロフィール | | | |
| 2.1 | 組織の名称 | | P9(三菱重工グループの概要) |
| 2.2 | 主要な、ブランド、製品および/またはサービス | | P10(三菱重工グループの概要) |
| 2.3 | 主要部署、事業会社、子会社および共同事業などの、組織の経営構造 | | P27(マネジメント) |
| 2.4 | 組織の本社の所在地 | | P9(三菱重工グループの概要) |
| 2.5 | 組織が事業展開している国の数および大規模な事業展開を行っているあるいは報告書中に掲載されているサステナビリティの課題に特に関連のある国名 | | P10(三菱重工グループの概要) |
| 2.6 | 所有形態の性質および法的形式 | | P9(三菱重工グループの概要) |
| 2.7 | 参入市場(地理的内訳、参入セクター、顧客/受益者の種類を含む) | | P10(三菱重工グループの概要) |
| 2.8 | 報告組織の規模 | | P9(三菱重工グループの概要) |
| 2.9 | 規模、構造または所有形態に関して報告書期間中に生じた大幅な変更 | | P29(事業・経営に関わる新組織・施策) |
| 2.10 | 報告期間中の受賞歴 | | P62(社会からの評価) |
| 3. 報告要素 | | | |
| 報告書プロフィール | | | |
| 3.1 | 提供する情報の報告期間(会計年度/暦年など) | | P1(編集方針) |
| 3.2 | 前回の報告書発行日(該当する場合) | | P1(編集方針) |
| 3.3 | 報告サイクル(年次、半年ごとなど) | | P1(編集方針) |
| 3.4 | 報告書またはその内容に関する質問の窓口 | | P65 |
| 報告書のスコープおよびバウンダリー | | | |
| 3.5 | 報告書の内容を確定するためのプロセス | | P1(編集方針) |
| 3.6 | 報告書のバウンダリー(国、部署、子会社、リース施設、共同事業、サプライヤー(供給者)など)の詳細はGRIバウンダリー・プロトコルを参照のこと | | P1(編集方針) |
| 3.7 | 報告書のスコープまたはバウンダリーに関する具体的な制限事項を明記する | | P1(編集方針) |
| 3.8 | 共同事業、子会社、リース施設、アウトソーシングしている事業および時系列でのおよび/または報告組織間の比較可能性に大幅な影響を与える可能性があるその他の事業体に関する報告の理由 | | - |
| 3.9 | 報告書内の指標およびその他の情報を編集するために適用された推計の基となる前提条件および技法を含む、データ測定技法および計算の基盤 | | P42(環境会計) |
| 3.10 | 以前の報告書で掲載済みである情報を再度掲載することの効果の説明およびそのような再記述を行う理由(合併/買収、基本となる年/期間、事業の性質、測定方法の変更など)。 | | - |
| 3.11 | 報告書に適用されているスコープ、バウンダリーまたは測定方法における前回の報告期間からの大幅な変更 | | - |
| GRI内容索引 | | | |
| 3.12 | 報告書内の標準開示の所在場所を示す表 | | 本資料 |
| 保証 | | | |
| 3.13 | 報告書の外部保証添付に関する方針および現在の実務慣行。サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基盤を説明する。また、報告組織と保証の提供者との関係を説明する | | P64(第三者意見) |
| 4. ガバナンス、コミットメントおよび参画 | | | |
| ガバナンス | | | |
| 4.1 | 戦略の設定または全組織的監督など、特別な業務を担当する最高統治機関の下にある委員会を含む統治構造(ガバナンスの構造) | | P28(コーポレートガバナンス) |
| 4.2 | 最高統治機関の長が執行委員を兼ねているかどうかを示す(兼ねている場合は、組織の経営におけるその役割と、このような人事になっている理由も示す) | | P28(コーポレートガバナンス) |
| 4.3 | 単一の理事会構造を有する組織の場合は、最高統治機関における社外メンバーおよび/または非執行メンバーの人数を明記する | | P28(コーポレートガバナンス) |
| 4.4 | 株主および従業員が最高統治機関に対して提案または指示を提供するためのメカニズム | | P28(コーポレートガバナンス) P57(経営層と社員とのコミュニケーションを促進) |
| 4.5 | 最高統治機関メンバー、上級管理職および執行役についての報酬(退任の取り決めを含む)と組織のパフォーマンス(社会的および環境的パフォーマンスを含む)との関係 | | - |
| 4.6 | 最高統治機関が利害相反問題の回避を確保するために実施されているプロセス | | P28(コーポレートガバナンス) |
| 4.7 | 経済、環境、社会的テーマに関する組織の戦略を導くための、最高統治機関のメンバーの適性および専門性を決定するためのプロセス | | P28(コーポレートガバナンス) P25-26(CSR活動計画) P31-32(主な関連委員会の2009年度の活動) |
| 4.8 | 経済的、環境的、社会的パフォーマンス、さらにその実践状況に関して、組織内で開発したミッション(使命)およびバリュー(価値)についての声明、行動規範および原則 | | P11-12(三菱重工グループのCSR) P25-26(CSR活動計画) |
| 4.9 | 組織が経済的、環境的、社会的パフォーマンスを特定し、マネジメントしていることを最高統治機関が監督するためのプロセス。関連のあるリスクと機会および国際的に合意された基準、行動規範および原則への支持または遵守を含む | | P28(コーポレートガバナンス) |
| 4.10 | 最高統治機関のパフォーマンスを、特に経済的、環境的、社会的パフォーマンスという観点で評価するためのプロセス | | - |
| 外部のイニシアティブへのコミットメント | | | |
| 4.11 | 組織が予防的アプローチまたは原則に取り組んでいるかどうかおよびその方法はどのようなものかについての説明。 | | P30(CSR推進) P31-32(主な関連委員会の2009年度の活動) |
| 4.12 | 外部で開発された、経済的、環境的、社会的憲章、原則あるいは組織が同意または受諾するその他のイニシアティブ | | P3-7(対談) |
| 4.13 | 組織が(企業団体などの)団体および/または国内外の提言機関における会員資格 | | - |
| ステークホルダー参画 | | | |
| 4.14 | 組織に参画したステークホルダー・グループのリスト | | P11-12(三菱重工グループのCSR) P49(人々・社会とともに) |
| 4.15 | 参画してもらったステークホルダーの特定および選定の基準 | | P11-12(三菱重工グループのCSR) |
| 4.16 | 種類ごとおよびステークホルダー・グループごとの参画の頻度など、ステークホルダー参画へのアプローチ | | P24(次世代への架け橋) |
| 4.17 | その報告を通じた場合も含め、ステークホルダー参画を通じて浮かび上がった主要なテーマおよび懸案事項と、それらに対して組織がどのように対応したか | | P13-15(地球との絆) P17-19(社会との絆) P21-24(次世代への架け橋) |
| 5. マネジメントアプローチおよびパフォーマンス指標 | | | |
| 経済 | | | |
| 経済的パフォーマンス | | | |
| EC1 | 収益、営業経費、従業員の給与、寄付およびその他のコミュニティへの投資、内部留保、および資本提供者や政府に対する支払い金など、創出および分配した直接的な経済価値 | | P11-12(三菱重工グループのCSR) P58(社会貢献活動) |
| EC2 | 気候変動の影響による組織の活動に対する財務上の影響およびその他のリスクと機会 | | P13-15(地球との絆) P42(環境会計) |
| EC3 | 確定給付型年金制度の組織負担の範囲 | | - |
| EC4 | 政府から受けた相当の財務的支援 | | - |
| 市場での存在感 | | | |
| EC5 | 主要事業地域について、現地の最低賃金と比較した標準的新入社員賃金の比率の幅 | | - |

| | | | |
|-----------------|---|--|-----------------------|
| EC6 | 主要事業拠点での地元のサプライヤー(供給者)についての方針、業務慣行および支出の割合 | | P53-54(ビジネスパートナーとともに) |
| EC7 | 現地採用の手順、主要事業拠点で現地のコミュニティから上級管理職となった従業員の割合 | | - |
| 間接的な経済影響 | | | |
| EC8 | 商業活動、現物支給、または無料奉仕を通じて、主に公共の利益のために提供されるインフラ投資およびサービスの展開と影響 | | P58-61(社会貢献活動) |
| EC9 | 影響の程度など、著しい間接的な経済的影響の把握と記述 | | P42(環境会計) |

| | | | |
|---------------------|---|---------|--|
| 環境 | | | |
| 原材料 | | | |
| EN1 | 使用原材料の重量または量 | 原則8 | P37(地球環境のために) |
| EN2 | リサイクル由来の使用原材料の割合 | 原則8、9 | - |
| エネルギー | | | |
| EN3 | 一次エネルギー源(化石燃料、ウラン、自然エネルギーなど)ごとの直接的エネルギー消費量 | 原則8 | P37(地球環境のために) P43(地球温暖化対策) |
| EN4 | 一次エネルギー源ごとの間接的エネルギー(生産や輸送などに使用するエネルギー)消費量 | 原則8 | P37(地球環境のために) P43(地球温暖化対策) |
| EN5 | 省エネルギーおよび効率改善によって節約されたエネルギー量 | 原則8、9 | P43(地球温暖化対策) P47-48(環境負荷を低減する製品・技術) |
| EN6 | エネルギー効率の高い、あるいは再生可能エネルギーに基づく製品およびサービスを提供するための優先的取り組み、およびこれらの優先的取り組みの成果としてのエネルギー必要量の削減量 | 原則8、9 | P43(地球温暖化対策) P47-48(環境負荷を低減する製品・技術) |
| EN7 | 間接的エネルギー消費量削減のための優先的取り組みと達成された削減量 | 原則8、9 | P13-15(地球との絆) P43(地球温暖化対策) |
| 水 | | | |
| EN8 | 水源からの総取水量 | 原則8 | P45(省資源・廃棄物) |
| EN9 | 取水により著しい影響を受ける水源 | 原則8 | - |
| EN10 | 水のリサイクルおよび再使用量が総使用水量に占める割合 | 原則8、9 | P45(省資源・廃棄物) |
| 生物多様性 | | | |
| EN11 | 保護地域内あるいはそれに隣接した場所および保護地域外で、生物多様性の価値が高い地域に所有、賃借、または管理している土地の所在地および面積 | 原則8 | - |
| EN12 | 保護地域および保護地域外で、生物多様性の価値が高い地域での生物多様性に対する活動、製品およびサービスの著しい影響の説明 | 原則8 | - |
| EN13 | 保護または回復されている生息地 | 原則8 | P42(生物多様性の保全) |
| EN14 | 生物多様性への影響をマネジメントするための戦略、現在の措置および今後の計画 | 原則8 | - |
| EN15 | 事業によって影響を受ける地区内の生息地域に生息するIUCN(国際自然保護連合)のレッドリスト種(絶滅危惧種)および国の絶滅危惧種リストの数。絶滅危険性のレベルごとに分類する。 | 原則8 | - |
| 排出物、廃水および廃棄物 | | | |
| EN16 | 重量で表記する直接および間接的な温室効果ガスの総排出量 | 原則8 | P43(地球温暖化対策) |
| EN17 | 重量で表記するその他の関連する間接的な温室効果ガス排出量 | 原則8 | P43(地球温暖化対策) |
| EN18 | 温室効果ガス排出量削減のための優先的取り組みと達成された削減量 | 原則7、8、9 | P13-15(地球との絆) P43(地球温暖化対策) P47-48(環境負荷を低減する製品・技術) |
| EN19 | 重量で表記するオゾン層破壊物質の排出量 | 原則8 | P46(化学物質管理) |
| EN20 | 種類別および重量で表記する NOx、SOx およびその他の著しい影響を及ぼす排気物質 | 原則8 | P37(地球環境のために) |
| EN21 | 水質および放出先ごとの総排水量 | 原則8 | P45(省資源・廃棄物) |
| EN22 | 種類別および廃棄方法ごとの廃棄物の総重量 | 原則8 | P45(省資源・廃棄物) |
| EN23 | 著しい影響を及ぼす漏出の総件数および漏出量 | 原則8 | P39(環境に影響を及ぼす潜在リスクの管理・改善) |
| EN24 | バーゼル条約付属文書 I、II、III および VIII の下で有害とされる廃棄物の輸送、輸入、輸出、あるいは処理の重量、および国際輸送された廃棄物の割合 | 原則8 | - |
| EN25 | 報告組織の排水および流出液により著しい影響を受ける水界の場所、それに関連する生息地の規模、保護状況、および生物多様性の価値を特定する | 原則8 | - |
| 製品およびサービス | | | |
| EN26 | 製品およびサービスの環境影響を緩和する優先的取り組みと影響削減の程度 | 原則7、8、9 | P13-15(地球との絆) P42(環境会計) P43(地球温暖化対策) P47-48(環境負荷を低減する製品・技術) |
| EN27 | カテゴリ別の再生利用される販売製品およびその梱包材の割合 | 原則8、9 | - |
| 遵守 | | | |
| EN28 | 環境規則への違反に対する相当な罰金の金額および罰金以外の制裁措置の件数 | 原則8 | P39(環境関連の事故・法令違反の状況) |
| 輸送 | | | |
| EN29 | 組織の業務に使用される製品、その他物品、原材料の輸送および従業員の移動からもたらされる著しい環境影響 | 原則8 | P44(地球温暖化対策) |
| 総合 | | | |
| EN30 | 種類別の環境保護目的の総支出および投資 | 原則7、8、9 | P42(環境会計) |

| | | | |
|--------------------------|--|-----|----------------------------------|
| 社会 | | | |
| 製品責任 | | | |
| 顧客の安全衛生 | | | |
| PR1 | 製品およびサービスの安全衛生影響について、改善のために評価が行われているライフサイクルのステージ、ならびにそのような手順の対象となる主要な製品およびサービスのカテゴリの割合 | 原則1 | P50(製品安全に向けた取り組み) |
| PR2 | 種別およびサービスの安全衛生の影響に関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載 | 原則1 | - |
| 製品およびサービスのラベリング | | | |
| PR3 | 各種手順により必要とされている製品およびサービス情報の種類と、このような情報要件の対象となる主要な製品およびサービスの割合 | 原則8 | - |
| PR4 | 製品およびサービスの情報、ならびにラベリングに関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載 | 原則8 | - |
| PR5 | 顧客満足度を測る調査結果を含む、顧客満足に関する実務慣行 | | P51(顧客満足向上のために) |
| マーケティング・コミュニケーション | | | |
| PR6 | 広告、宣伝および支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する法律、基準および自主規範の遵守のためのプログラム | | - |
| PR7 | 広告、宣伝および支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載 | | - |
| 顧客のプライバシー | | | |
| PR8 | 顧客のプライバシー侵害および顧客データの紛失に関する正当な根拠のあるクレームの総件数 | 原則1 | P36(コンプライアンス) |
| 遵守 | | | |
| PR9 | 製品およびサービスの提供、および使用に関する法規の違反に対する相当の罰金の金額。 | | - |
| 労働 | | | |
| 雇用 | | | |
| LA1 | 雇用の種類、雇用契約および地域別の総労働力の内訳 | | P10(三菱重工グループの概要) P55(従業員とともに) |
| LA2 | 従業員の総離職数および離職率の、年齢、性別および地域による内訳。 | 原則6 | P55(従業員とともに) |
| LA3 | 主要な業務ごとの派遣社員またはアルバイト従業員には提供されないが、正社員には提供される福利 | | P55-57(従業員とともに) |

| | | | |
|-----------------|--|------------------------|--|
| 労使関係 | | | |
| LA4 | 団体交渉協定の対象となる従業員の割合 | 原則1、3 | - |
| LA5 | 労働協約に定められているかどうかも含め、著しい業務変更に関する最低通知期間 | 原則3 | - |
| 労働安全衛生 | | | |
| LA6 | 労働安全衛生プログラムについての監視および助言を行う、公式の労使合同安全衛生委員会の対象となる総従業員の割合 | 原則1 | - |
| LA7 | 地域別の、傷害、業務上疾病、損失日数、欠勤の割合および業務上の総死亡者数 | 原則1 | P57(働きやすい職場づくり) |
| LA8 | 深刻な病気に関する、労働者、その家族またはコミュニティのメンバーを支援するために設けられている、教育、研修、カウンセリング、予防および危機管理プログラム | 原則1 | P57(働きやすい職場づくり) |
| LA9 | 労働組合との正式合意に盛り込まれている安全衛生のテーマ | 原則1 | P57(働きやすい職場づくり) |
| 研修および教育 | | | |
| LA10 | 従業員カテゴリー別の、従業員一人あたりの年間平均研修時間 | | - |
| LA11 | 従業員の継続的な雇用適性を支え、キャリアの終了計画を支援する技能管理および生涯学習のためのプログラム | | P55-56(多様な人材の活用と育成) |
| LA12 | 定常的にパフォーマンスおよびキャリア開発のレビューを受けている従業員の割合 | | - |
| 多様性と機会均等 | | | |
| LA13 | 性別、年齢、マイノリティーグループおよびその他の多様性の指標に従った、統治体(経営管理職)の構成およびカテゴリー別の従業員の内訳 | 原則1、6 | P55-56(多様な人材の活用と育成) |
| LA14 | 従業員カテゴリー別の、基本給の男女比 | 原則1、6 | - |
| 人権 | | | |
| 投資および調達 | | | |
| HR1 | 人権条項を含む、あるいは人権についての適正審査を受けた重大な投資協定の割合とその総数 | 原則1、2、3、4、5、6 | - |
| HR2 | 人権に関する適正審査を受けた主なサプライヤー(供給者)および請負業者の割合と取られた措置 | 原則1、2、3、4、5、6 | - |
| HR3 | 研修を受けた従業員の割合を含め、業務に関連する人権の側面に関わる方針および手順に関する従業員研修の総時間 | 原則1、2、3、4、5、6 | P25-26(CSR活動計画) P31-32(主な関連委員会の2009年度の活動) |
| 無差別 | | | |
| HR4 | 差別が行われた事例の総数と取られた措置 | 原則1、2、6 | - |
| 結社の自由 | | | |
| HR5 | 結社の自由および団体交渉の権利行使が著しいリスクに曝されるかもしれないと判断された業務と、それらの権利を支援するための措置 | 原則1、2、3 | - |
| 児童労働 | | | |
| HR6 | 児童労働の深刻な危険がある業務、および児童労働の根絶に寄与するために取られた措置 | 原則1、2、5 | - |
| 強制労働 | | | |
| HR7 | 強制労働の事例に関して著しいリスクがあると判断された業務と、強制労働の防止に貢献するための対策 | 原則1、2、4 | - |
| 保安慣行 | | | |
| HR8 | 業務に関連する人権の側面に関する組織の方針もしくは手順の研修を受けた保安要員の割合 | 原則1、2 | - |
| 先住民の権利 | | | |
| HR9 | 先住民の権利に関する違反事例の総件数と取られた措置 | 原則1、2 | - |
| 社会 | | | |
| コミュニティ | | | |
| SO1 | 参入、事業展開および撤退を含む、コミュニティに対する事業の影響を評価し、管理するためのプログラムと実務慣行の性質、適用範囲および有効性 | | - |
| 不正側面 | | | |
| SO2 | 不正行為に関連するリスクの分析を行った事業単位の割合と総数 | 原則10 | P33-36(コンプライアンス) |
| SO3 | 組織の不正行為対策の方針および手順に関する研修を受けた従業員の割合 | 原則10 | P33-36(コンプライアンス) |
| SO4 | 不正行為の事例に対して取られた措置 | 原則10 | P34(コンプライアンス) |
| 公共政策 | | | |
| SO5 | 公共政策の位置づけおよび公共政策立案への参加およびロビー活動 | 原則1、2、3、4、5、6、7、8、9、10 | P43(地球温暖化対策) |
| SO6 | 政党、政治家および関連機関への国別の献金および現物での寄付の総額 | 原則10 | - |
| SO7 | 反競争的な行動、反トラストおよび独占的慣行に関する法的措置の事例の総件数とその結果 | | P34(コンプライアンス) |
| 遵守 | | | |
| SO8 | 法規制の違反に対する相当の罰金の金額および罰金以外の制裁措置の件数 | | P34(コンプライアンス) |